

監査委員告示第1号

地方自治法第199条第2項の規定により、平成29年度行政監査を実施しましたので、  
同条第9項の規定によりその結果を公表します。

平成30年1月10日

上田市監査委員 小池 俊一

同 深井 武文

# I 工事検査事務の実施状況について

## 1 監査テーマ

工事検査事務の実施状況について

## 2 監査目的

工事検査は、工事が契約内容どおり履行されているか、また、市民の財産となる完成品の品質が確保されているかを確認する重要な業務である。

については契約検査課が行う工事検査が、財務規則、建設工事検査要綱及びその他の要領等に沿い適正な事務が行われているか監査を行った。

## 3 主たる着眼点

- (1) 工事検査の実施時期に遅れはないか。
- (2) 工事は設計どおりに施工されていることが適切に検査されているか。
- (3) 工事成績評定は、適切に行われているか。
- (4) 検査の結果、不合格の場合(出来高不足、粗雑工事等)の措置は、適切か。

## 4 監査対象

平成 28 年度において契約検査課が検査した 200 万円以上の請負工事

## 5 監査方法

### (1) 事務監査

平成 28 年度、契約検査課(契約管財課)で行った 188 件の工事検査から 10 件の工事を抽出し、その一連の検査書類について事務監査を行った。

### (2) 実査・ヒアリング

具体的な検査の実施状況(実施方法)及び事務監査に伴う確認事項について実査及びヒアリングを行った。

### (3) 抽出した工事

No.	工事名	担当課	評定点	契約金額 (千円)	完成日	検査日
1	(主)小諸上田線配水管布設工事	上水道課	62	8,078	H28.6.30	H28.7.11
2	道路改良工事(下之条神畑線)	土木課	65	17,842	H28.6.30	H28.7.11
3	依田川リバーフロント市民協働事業(依田川・内村川合流点整備)	丸子建設課	65	7,258	H29.2.28	H29.3.10

4	上田城跡公園 動物舎 改築工事	建築課	68	9,191	H29.2.28	H29.3.13
5	農業基盤整備促進事業 水路改修工事 塩田地区	土地改良課	65	2,506	H29.3.13	H29.3.16
6	新角間配水池浄水器設置工事	真田上下水道課	74	6,588	H29.3.16	H29.3.24
7	水質監視機器更新工事	浄水管理センター	76	7,668	H29.1.16	H29.1.27
8	川西小学校 旧管理棟・仮設渡り廊下・旧プール 解体工事	建築課	81	28,933	H28.11.18	H28.11.29
9	西部公民館施設整備事業 電気設備工事	建築課	84	58,860	H29.3.21	H29.3.30
10	西部公民館施設整備事業 建築主体工事	建築課	87	346,550	H29.3.21	H29.3.30

## 6 監査期間

平成29年7月3日から平成29年12月20日まで

## 7 監査結果

～主たる着眼点から見た監査結果～

### (1) 工事検査の実施時期に遅れはないか。

- 平成28年度実施した188件の完了検査の工事完成の通知受理から検査実施までの日数は、最短3日から最長14日、平均で9.6日、10日以内に57%が実施している状況で、「上田市建設工事請負契約約款」で定められた14日以内に全てされていた。

(P9 参照)

- 工事検査の月別実施件数は、年間の1/3が年度末の3月に集中している状況で、契約検査課の専門検査職員で対応できない部分は、指定検査職員が検査にあたり対応しているが、時間的に余裕がない状態である。(P9 参照)

### (2) 工事は設計どおりに施工されていることが適切に検査されているか。

- 検査の状況は、出来形、品質、出来栄を始め、工程管理や安全対策等の実施状況についても検査されており、工作物の引取りにも問題が発生していないものと判断された。
- 上水道関連の機器設置工事や公民館の音響設備などで設置された機器の性能テストなどは、専門業者が実施した結果報告書が提出されていたが、監督職員の立会の有無や立会の必要性について検査時に確認がされていない部分が見受けられた。

- ・ 公民館主体工事などでは、建築基準法及び消防法に基づく検査については、監督員が立ち合い実施されていた。
  - ・ 外部機関が実施する検査について、監督員の立会いの下で確認が必要なものと不要なものとの統一的な基準がなく、検討が必要である。
- (3) 工事成績評定は、適切に行われているか。
- ・ 「上田市工事成績評定要領」に基づき実施されている。検査職員用のマニュアルが整備されていて、評定項目ごとの見解も詳しく示されていた。
  - ・ 施工計画書、報告書、工事写真など施工管理に係る指摘事項(減点)が多く、この施工管理のよし悪しが結果として工事成績に大きく影響していた。
- (4) 検査の結果、不合格の場合(出来高不足、粗雑工事等)の措置は、適切か。
- ・ 粗雑工事で工事のやり直し等は 1 件もなく、出来高不足等の不具合については、請負者が速やかに対応し、修補後、検査職員も現場で確認する等の対応を取っていた。

～抽出監査した工事の検査状況～

(1) (主)小諸上田線配水管布設工事

ア 工事概要

(主)小諸上田線の道路改良工事に伴う上水道管の移設等の工事

配水用ポリエチレン管 Φ100 mm L=28m

配水用ポリエチレン管 Φ150 mm L=21m

給水管切替工事 4箇所

イ 検査状況

県道の道路改良の現場で他の工事が同時施工されている状況で、他の工事施工者との調整に不備があったこと、工事写真等の撮影が的確でなく見えない部分の施工状況を確認しにくいことなど、施工管理について多くの事項について指導されていた。

評価点は、62 点の「やや不良」であったため「上田市工事成績評定要領」第6条第1項の規定どおり工事担当課長から工事請負者に注意を喚起したことが確認できた。

ウ 評価

概ね適正に検査されていた。

(2) 道路改良工事(下之条神畑線)

ア 工事概要

市道の歩道、側溝設置工事 L=145m

自由勾配側溝 300 型 L=135m、プレキャスト L 型擁壁 H=1000～3000 L=80m

歩道舗装工 A=219 m<sup>2</sup>、車道舗装工 A=296 m<sup>2</sup>

縁石工 L=138m、境界ブロック L=44m、転落防止柵 L=80m

イ 検査状況

L型擁壁の水抜き補修が必要であることを指摘され、実施後、検査職員等が確認し

ていた。

施工管理に係る書類の整備、工事記録、写真などで不足しているものについて、差替えなど指導どおりに対応されていた。

ウ 評価

概ね適正に検査されていた。

(3) 依田川リバーフロント市民協働事業(依田川・内村川合流点整備)

ア 工事概要

「リバーフロント市民の広場」内のウォーキングロード整備

透水性ゴムチップ舗装 t=10 mm L=410m w=2.5m A=1020 m<sup>2</sup>

イ 検査状況

出来形管理図と現場の墨入れが相違しており、初回の検査では出来高確認ができなかったが、再測量させ出来形管理図を訂正し再検査が行われていた。その結果、設計どおりの出来形があることが確認されていた。

ウ 評価

概ね適正に検査されていた。

(4) 上田城跡公園 動物舎 改築工事

ア 工事概要

動物舎改築工事一式

鉄骨造平屋建 床面積A=47.50 m<sup>2</sup> 電気・給排水工事一式

イ 検査状況

設計にある下水枡が施工されておらず、再施工後、検査課職員が現場確認をしていた。

ウ 評価

概ね適正に検査されていた。

(5) 農業基盤整備促進事業 水路改修工事 塩田地区

ア 工事概要

水路改修 総延長L=146m(排水フリューム 300\*400 型) 田排水設置 11箇所

イ 検査状況

施工管理に係る書類の訂正、差替えが指導どおりにされていた。

ウ 評価

概ね適正に検査されていた。

(6) 新角間配水池浄水器設置工事

ア 工事概要

原水高濁時に対応するための浄水装置設置

浄水濾過機 2台 配管工事一式

イ 検査状況

検査時の試運転で配管接続部からの漏水があり補修作業が実施され、施工の確認がされていた。

設置された浄水装置の性能試験は、専門業者により監督員立会いのもとで実施されていたが、結果報告書に立会いについての記載がなかった。

ウ 評価

専門業者から提出される性能試験結果報告書等には、監督員の立会い状況についての記載を求め、検査時に確認が必要ではないかと考える。

(7) 水質監視機器更新工事

ア 工事概要

水質監視機器の更新

石舟浄水場 沈殿水濁度計 1基

半過配水池 残留塩素計 1基

小井田第2配水池 残留塩素系 1基

イ 検査状況

水質監視機器の設置現場での性能試験は、専門業者により監督員立会いのもとで実施されていたが、報告書に立会いについての記載がなかった。

ウ 評価

専門業者から提出される性能試験結果報告書等には、監督員の立会い状況についての記載を求め、検査時に確認が必要ではないかと考える。

(8) 川西小学校 旧管理棟・仮設渡り廊下・旧プール 解体工事

ア 工事概要

旧管理棟解体工事

木造2階建 延床面積 1,261 m<sup>2</sup>

仮設渡廊下解体工事

渡廊下1:鉄骨造平屋建 延床面積 60 m<sup>2</sup>

渡廊下2:鉄骨造平屋建 延床面積 70 m<sup>2</sup>

プール解体工事

プール本体 25mプール(25m×17m)

更衣室 木造平屋建 延床面積 56 m<sup>2</sup>

ポンプ室 CB造平屋建 延床面積 4 m<sup>2</sup>

イ 検査状況

解体工事で大量に発生する産業廃棄物について、法令に定める廃棄物運搬及び処理業者の資格の確認、設計搬出量と実施搬出量の一致やマニフェストの確認などが細かに検査されていた。

ウ 評価

概ね適正に検査されていた。

(9) 西部公民館施設整備事業 電気設備工事

ア 工事概要

電気設備工事一式

受電設備、幹線動力設備、電灯設備、コンセント設備、弱電設備、  
自動火災報知設備ほか

イ 検査状況

受電設備の電気事業法に基づく検査は、電力会社外郭団体により実施され、放送設備等は、施工後に専門会社の検査員による性能検査が実施されていたが、いずれの検査にも市の監督員の立会いはなかった。

ウ 評価

外部機関の検査について、監督員が立ち会うことの必要性が曖昧である。

(10) 西部公民館施設整備事業 建築主体工事

ア 工事概要

鉄骨造鋼板葺平屋建 床面積 公民館棟:1523.69 m<sup>2</sup>、工芸棟:86.53 m<sup>2</sup>

イ 検査状況

建築主事が行う建築基準法に基づく中間検査及び完了検査は、敷地と建物との関係、建物の構造、換気設備などについて行われる。消防署が行う消防法に基づく完了検査は、消防設備について行われる。これらの検査は、工事検査の一部として含まれるため、工事検査ではそれ以外の施工管理、品質、出来栄などの部分の検査が主となる。

建築基準法及び消防法に基づく検査については、監督員が立合いのもと実施されていた。

ウ 評価

概ね適正に検査されていた。

## 8 監査意見

工事検査の役割は、公共工事の給付の完了の確認を目的とした「監督又は検査」の実施、公共工事の品質確保をするために必要な「監督又は検査」を実施することにある。（P 10 参照 工事検査の法的位置付け）

今回の監査に基づく意見として、現在行われている工事検査を今後の公共工事の品質確保につなげていくために「内部統制」の視点から以下の3点にまとめました。

### （1）上田市の工事検査体制について

上田市の工事検査体制は、現在、工事発注者と請負者以外の独立した第三者・財政部契約検査課が工事を検査するという仕組みで実施されている。工事担当課が（Plan、Act）、施工工事業者が（Do）、契約検査課が（Check）のそれぞれの役割にあたるPDCAサイクルが構築できる。契約検査課から指摘、指導されたことは、請負者の事業改善につながるだけでなく、工事担当課にとって、自らの工事監督業務を充実させることになる。今後、このサイクルが十分に機能し公共工事の品質確保が図られることを期待したい。

### （2）工事検査の年度末集中について

年間工事検査件数の1/3が年度末の3月に集中している状態であることは、適正な検査に支障を及ぼすことが懸念される。（P 9 参照）

また、工期が迫る中での急ピッチな施工は、公共工事の品質確保に課題が残る。

現在実施されている契約検査課・工事担当課との連携体制に財政課を加えた連携体制を再構築し、工事発注の計画化・平準化により、公共工事の品質確保に取り組むことが望まれる。

### （3）工事担当課による請負者指導・監督業務等の標準化について

工事検査の指摘事項は、施工計画書、報告書、工事写真など工程管理に関することが多く、今回監査した10件のどの工事についても同じような指摘が見られた。

年度当初に開催されている工事担当課との合同会議では、検査の指摘事項についても取り上げられているが、過去5年間の工事成績を見るとわずかながら好転している傾向は見られるものの著しいものではない。（P 12 参照）

指摘頻度の多い事項をデータベース化したものを基に施工業者指導監督用のマニュアルなどを再整備し、それを用いて着工前に施工業者に徹底するなど工事担当課による監督業務の標準化が望まれる。

## 9 工事検査実施の概要(参考)

### (1) 工事・委託業務検査実績

検査種類別件数(平成28年度)

		上田市		(※2)	合 計	備 考
		各検査件数	工事委託(※1)	各種団体		
工 事	完 成 検 査	188	9	3	200	…詳細、別表1参照
	部 分 完 成 検 査	0	0	0	0	
	中 間 検 査	45	0	3	48	
	出 来 高 検 査	13	0	0	13	
委 託	委託業務完成検査	10	0	0	10	…詳細、別表1参照
	委託業務部分完成検査	1	0	0	1	
(小 計)		257	9	6	272	
合 計		266		6		

注 ※1;日本下水道事業団、しなの鉄道への協定による工事委託 ※2;上田地域広域連合

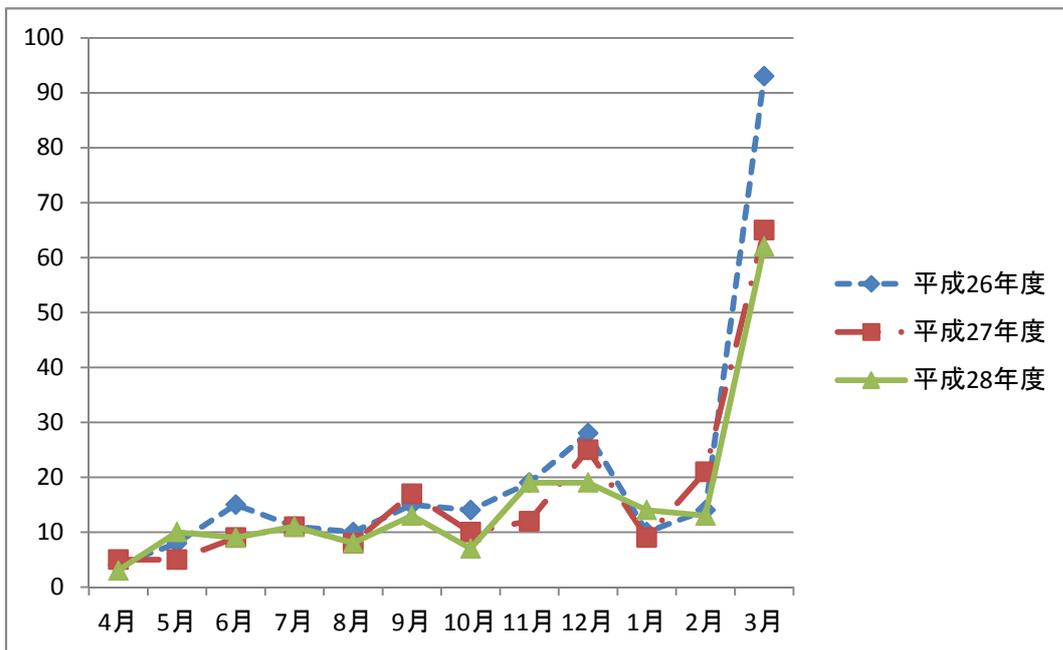
### 完成検査件数と部門別平均評定点等の推移

		平成28年度		平成27年度		平成26年度		平成25年度		平成24年度		備 考
		件数	評定点									
工 事	土 木 ・ 舗 装	100	76.8	89	75.8	108	76.3	119	75.7	93	76.2	
	建 築	17	79.5	30	78.9	36	76.3	29	79.4	30	76.6	
	設 備	27	80.1	31	79.3	51	77.6	32	79.5	19	79.9	…電気・機械・管
	上 水 道	26	76.3	24	75.5	25	73.5	30	74.9	22	75.8	
	下 水 道	11	78.6	13	74.6	8	72.1	17	76.9	22	73.7	
	造 園	1	72.0	2	78.5	6	78.2	0	-	6	76.3	
	そ の 他	6	78.2	8	79.6	7	72.9	5	72.4	9	78.9	…解体等
	全 体	188	77.6	197	76.9	241	76.1	232	76.6	201	76.4	
評定点	85点以上	21 件		28 件		27 件		15 件		13 件		
	64点以下	2 件		5 件		11 件		9 件		3 件		
委託業務	完成検査件数	10 件		4 件		7 件		11 件		9 件		
	平均評定点	82.5		80.8		73.6		81.8		82.8		

工事完了から検査実施までに要した日数

日 数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	合計	
件 数	0	0	2	11	9	12	16	22	21	14	14	24	21	22	188	
累 計	件数	0	0	2	13	22	34	50	72	93	107	121	145	166	188	188
	%	0.0	0.0	1.1	6.9	11.7	18.1	26.6	38.3	49.5	56.9	64.4	77.1	88.3	100.0	100.0

月別検査件数



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成26年度	4	8	15	11	10	15	14	19	28	10	14	93	241
平成27年度	5	5	9	11	8	17	10	12	25	9	21	65	197
平成28年度	3	10	9	11	8	13	7	19	19	14	13	62	188

(2) 工事検査の法的位置付

工事検査には、次の2つの法律による規定がある。

ア 給付の完了の確認(地方自治法(昭和22年4月17日、法律第67号)第234条の2第1項、上田市財務規則第131条第1項)

請負工事を発注し対象物件を受け取り、その代価を支払うにあたり、契約の適正な履行を確保するため必要な監督又は検査をしなければならない。

イ 公共工事の品質確保(公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年3月31日、法律第18号)第7条第1項)

発注者は、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう～中略～工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務を適切に実施しなければならない。

(3) 工事検査(契約金額200万円以上の契約検査課実施するもの)の種類

(上田市建設工事検査要綱第5条)

ア 完成検査 契約書、設計書等に基づき工事が完成したとき

イ 出来高検査 部分払い、工事の仕切り又は契約の解除により、確認を必要とするとき

ウ 部分完成検査 工事の完成部分の引渡しを受け使用するとき

エ 中間検査 工事の施工過程において正当な契約を確保するため契約検査課長が必要と認めたとき

(ア) 契約金額5,000万円以上の工事 (3割程度の進捗時)

(イ) 重要構造物の不可視部分 (随 時)

(ウ) 部分使用する場合 (随 時)

(エ) 契約検査課長が必要と認めたとき (随 時)

(4) 工事検査方法

検査職員、監督職員、請負者の三者立会いのもと、現場において工事目的物及び竣工書類の確認を行う。

ア 検査職員 (上田市財務規則第131条第2項・上田市建設工事検査要綱第3条)

(ア) 専門検査職員

契約検査課工事検査政策幹及び工事検査係の職員

(イ) 指定検査職員

契約検査課長が必要と認める場合において指名した係長以上の職にある職員

イ 監督職員 (上田市財務規則第130条第2項・上田市建設工事検査要綱第2条)

工事担当課長が工事の個所ごとに監督職員として指定した職員

(5) 工事検査内容 (建設工事検査技術基準)

(ア) 出来形の検査

位置、出来形寸法、出来形管理の記録(写真の記録を含む。)について、設計図書で定めた規格及び上田市が定める規格値と比較し適否を判断する。

(イ) 品質の検査

品質、規格、性能及び品質管理の記録(写真等の記録を含む。)について、設計図書で定めた規格及び上田市が定める規格値と比較し、又は試験等を行い、適否を判断する。

(ウ) 出来栄えの検査

仕上げ面、とおり、すりつけなどの程度及び全体的な外観について、目視、観察による他、不可視部分についても施工管理記録等から出来ばえの程度を判断する。

(エ) 実施状況の検査

契約書等の履行状況、建設業法等の法令遵守、施工計画とその実施について、適正な施工が行われたかを検査する。



(7) 工事成績評定

(上田市工事成績評定要領)

ア 評定者及び評定方法

評定は、以下の3名で行い、評定点(100点満点)にそれぞれの比率を乗じた点数の合計とする。

評定方法は、監督又は検査により確認した事項について評価し、「工事成績採点の考査項目別運用記録」及び「工事成績評定書」を作成する。

(ア) 第一次評定 監督員 評点比率=0.4

(イ) 第二次評定 工事担当係長(監督員の係長) 評点比率=0.2

(ウ) 第三次評定 検査職員 評点比率=0.4

イ 評定結果の判定及び措置

(ア) 評定点の判定

優良:85点以上、良好75~84点、普通65~74点、やや不良55~64点、不良54点以下

(イ) 評定結果の措置

やや不良の場合は、工事担当課長が当該工事の請負者に注意を喚起し、不良の場合は、工事担当部局長が当該工事の請負者に警告する。

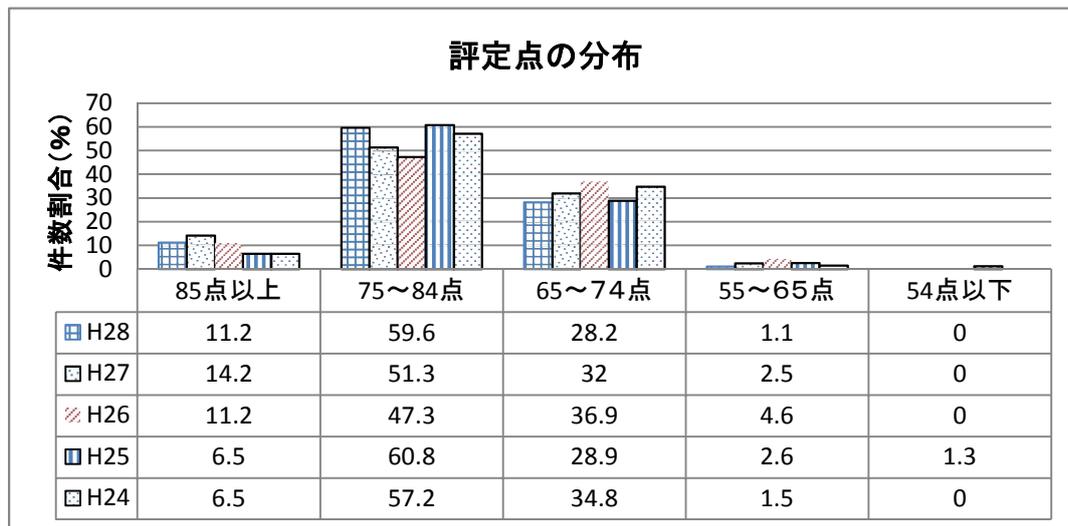
ウ 評定書の提出

契約検査課長は、工事成績評定書を、上田市建設工事等業者選定委員会(上田市建設工事入札合理化対策要綱 平成18年上田市告示第3号)に提出する。

エ 評定結果の通知

評定結果は、当該工事の請負者に文書で通知する。

オ 過去5年間の評定点の状況



年 度	H28	H27	H26	H25	H24
最 高	92	91	94	89	88
最 低	56	55	55	53	57
平 均	77.6	76.9	76.1	76.6	76.4
標準偏差	6.25	6.83	6.97	6.27	5.67

## Ⅱ 法人市民税賦課事務の実施状況について

### 1 監査のテーマ

法人市民税賦課事務の実施状況について

### 2 監査の目的・視点

市の財政を取り巻く環境が厳しさを増す中、貴重な財源である市税の賦課事務が関係法令等に従い適切に実施されているか、また課税客体がもれなく把握され税の公平性が確保されているかを視点として監査を実施する。

### 3 主たる着眼点

- (1) 課税事務は法令等に準拠して行われているか。
- (2) 課税事務は正確に行われているか。課税額の計算やチェック体制などの内部統制はどうか。
- (3) 課税客体がもれなく把握され課税は公平に行われているか。

### 4 監査の対象

平成 28 年度課税の法人市民税

### 5 監査の方法

#### (1) 事務監査

提出された書類から事務の進め方を確認するとともに、確認事項等の整理を行った。

#### (2) 実査・ヒアリング

具体的な賦課事務の実施状況を実査するとともに、確認事項等について聞き取りを行った。

### 6 監査の期間

平成29年 10 月 5 日から平成29年 12 月 20 日まで

## 7 監査の結果

～主たる着眼点から見た監査結果～

### (1) 課税事務は法令等に準拠して行われているか。

賦課事務の概要をまとめた「市税賦課事務実施状況調」と業務の流れを図示した「法人市民税の事務フロー」(P7～P10)の提出を事前に求め、実際に提出された申告書や減免申請書、課税システムなどを実査した。

【是正、改善を求めるもの】

特になし

【留意、検討を求めるもの】

特になし

### (2) 課税事務は正確に行われているか。課税額の計算やチェック体制などの内部統制はどうか。

申告された内容をシステムに入力して計算された税額と、実際に納税された金額とを照合し、差異があった場合は、確認、修正がなされていた。

【是正、改善を求めるもの】

特になし

【留意、検討を求めるもの】

平成28年度の月別申告数は、3月末が決算の企業が多いことから申告期限の5月の申告件数が突出して多い。担当者1名で対応しているが、不測の事態を想定すると賦課事務の安全確保が危惧される。(P5、P6 参照)

### (3) 課税客体がもれなく把握され課税は公平に行われているか。

未申告法人に対する調査の実施状況(P5 参照)、新規課税となる法人の調査等について聞取りをした。

【是正、改善を求めるもの】

特になし

【留意、検討を求めるもの】

上田市に新たに本社、事務所等を設置した場合は、税法上義務付けされた法人設立異動等申告書が提出され、新規納税義務者となる。この申告の漏れを見つけるために情報誌、広告、国税庁新規法人番号サイトなどで情報収集し、発見に努めているが、この方法では本店等は把握できるとしても小さな営業所まで把握できているかについては疑問が残った。

## 8 監査の意見

### (1) 課内での人員配置等について

リスク管理の観点から現在の担当職員1名体制に副担当を加えることや、職員のローテーションを実施することなどにより、課内に事務処理ができる職員が複数いるような体制を作ることが望まれる。(税務課)

### (2) 税情報の有効活用について

法人市民税の賦課事務に当り、税務課が所有する個人市県民税特別徴収、固定資産税などの貴重な税情報について、課税客体把握の有効な手段として活用されることが望まれる。(税務課)

## 9 法人市民税の概要

### (1) 納税義務者

法人市民税は、上田市に事業所等がある法人に対し課税されるもので、均等割額と、法人税割額とからなる。

納税義務者	納めるべき税額	法人数
市内に事務所又は事業所を有する法人	均等割+法人税割	4,107
市内に寮、宿泊所、クラブ等を有する法人で、市内に事務所や事業所を有しないもの	均等割	19
法人課税信託の引受を行うことにより法人税が課税される個人で、市内に事務所等を有するもの	法人税割	0
市内に事務所又は事業所を有する公益法人等又は法人でない社団で収益事業を行わないもの	均等割(減免法人)	49
合 計		4,175

### (2) 納税義務者数と均等割額(上田市税条例第31条第2項)

法人の区分			年税額(円)	納税義務者 (H28年度)		税額合計 (確定申告のみ)
	資本金等	従業員数		数	構成比	
9号法人	50億円超	50人超	3,600,000	23	0.55%	136,196,200
8号法人	10億円超50億円以下	50人超	2,100,000	10	0.24%	87,273,600
7号法人	10億円超	50人以下	492,000	216	5.17%	179,861,400
6号法人	1億円超10億円以下	50人超	480,000	32	0.77%	109,294,700
5号法人	1億円超10億円以下	50人以下	192,000	157	3.76%	51,765,300
4号法人	1千万円超1億円以	50人超	150,000	54	1.29%	45,260,800
3号法人	1千万円超1億円以	50人以下	130,000	708	16.96%	158,205,400
2号法人	1千万円以下	50人超	120,000	27	0.65%	15,209,000
1号法人	上記以外の法人		50,000	2,948	70.61%	194,025,600
合計				4,175	100.00%	977,092,000

※資本金等の額が1億円を超える法人については、標準税率の1.2倍を課している。

### (3) 法人税割

法人税割の税率は、11.1%(標準税率9.7%)を課している。

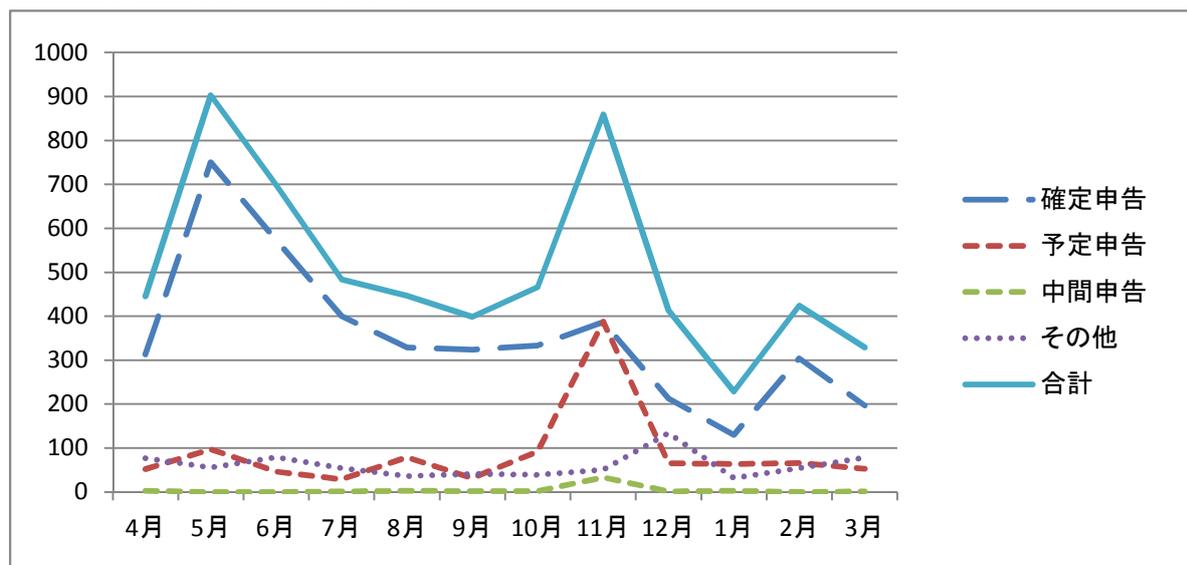
$$\text{課税標準となる法人税額} \times \frac{\text{上田市内の従業員数}}{\text{全国の従業員数}} \times \text{税率}$$

### (4) 法人異動届の状況

年 度		24	25	26	27	28
届出 件数	法人設立	139	92	98	82	106
	事業所設置等	22	63	56	54	50
	転入	1	7	12	15	8
		162	162	166	151	164

(5) 申告等の状況

ア 平成28年度月別申告件数



月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
確定申告	313	750	573	400	329	324	333	387	213	130	304	197	4,253
予定申告	52	97	46	29	79	32	92	388	65	64	66	53	1,063
中間申告	3	0	0	1	3	2	2	33	1	3	0	1	49
その他	77	56	79	54	36	41	39	51	134	32	54	78	731
合計	445	903	698	484	447	399	466	859	413	229	424	329	6,096

イ 電子申告(eL-TAX)の状況

年度	区分	法人市民税申告件数				計	利用率
		確定	予定	中間	その他		
24	全体	4,334	861	46	593	5,834	44.27%
	内eL-TAX	2,017	408	22	136	2,583	
25	全体	4,303	879	47	683	5,912	49.29%
	内eL-TAX	2,240	461	28	185	2,914	
26	全体	4,258	918	48	711	5,935	52.54%
	内eL-TAX	2,340	524	28	226	3,118	
27	全体	4,245	998	42	707	5,992	52.79%
	内eL-TAX	2,328	579	25	231	3,163	
28	全体	4,253	1,063	49	731	6,096	58.68%
	内eL-TAX	2,584	685	27	281	3,577	

(6) 未申告調査の状況

(件数)

年度	所在不明	休業	閉鎖※1	除却※2	不明	事業継続中で未申告	合計
24	0	37	20	112	8	113	290
25	0	6	3	54	24	78	165
26	0	14	2	61	19	103	199
27	0	43	6	96	28	77	250
28	0	33	12	83	32	82	242

※1 閉鎖とは、市内にある法人の事業所を閉鎖したもの

※2 除却とは、法人名簿から除却したものまたは予定しているもの

事業継続中の扱いで未申告の法人への催告結果(H28年度)

申告あり	税額通知により決定課税	異動届提出で休業等になったもの	相談(代表者死亡、破産等で手続き中)	事業継続扱いであるが実態が不明	合計
10	12	3	10	47	82

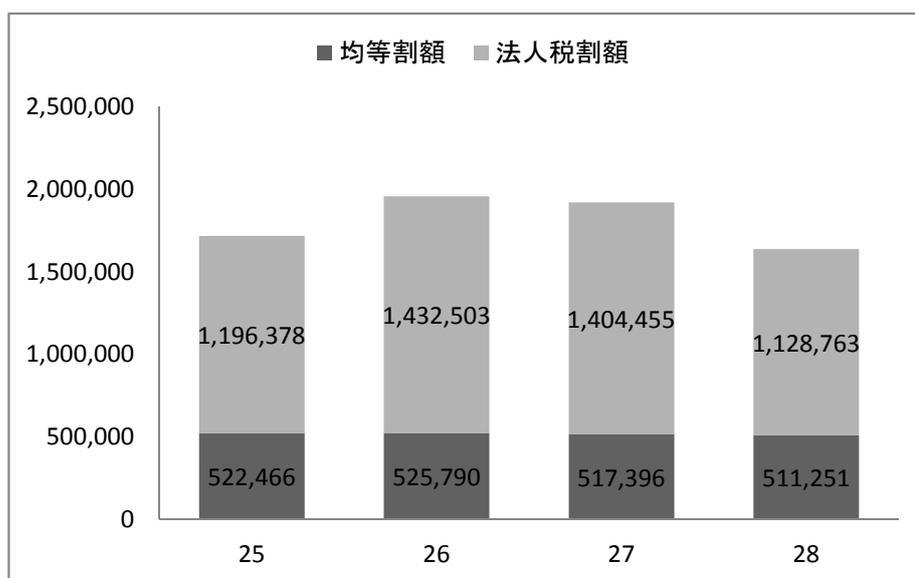
※ 事業継続扱いであるが実態が不明には、未申告、未達、税務署通知待ちを含む。

## (7) 税務課職員体制

(人数)

	市たばこ税・入湯税・鉱産税	軽自動車税	法人市民税	個人市民税	固定資産税(土地)	固定資産税(家屋)	合計
正職員職員	1	1	1	12	11	8	34
臨時職員等	0	0.5	0.5	3	3	0	7
計	1	1.5	1.5	15	14	8	41

## (8) 法人市民税調定額



年 度	25	26	27	28
法人税割額	1,196,378	1,432,503	1,404,455	1,128,763
均等割額	522,466	525,790	517,396	511,251
合 計	1,718,844	1,958,293	1,921,851	1,640,014

## (9) 平成28年度減免の状況

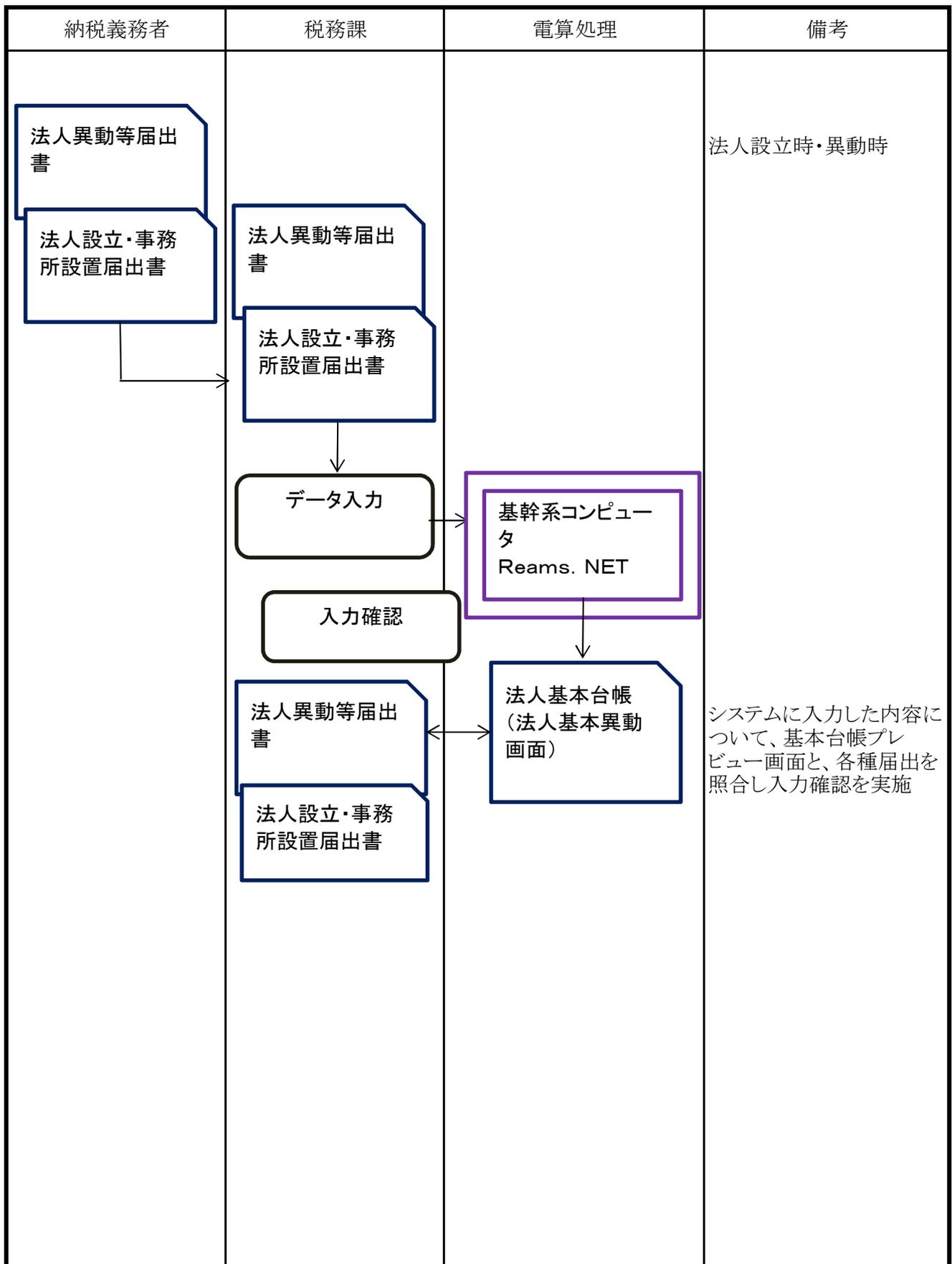
上田市税条例第51条			減額	免除	合計
第1項	4号	公益社団法人及び公益財団法人	0	5	5
第1項	5号	地縁団体	0	5	5
第1項	6号	特定非営利活動法人(収益事業を行うものを除く)	0	38	38
第1項	7号	社会事業又は公益事業を行う法人でない社団又は財団で代表又は管理人の定めのある者	0	1	1
第1項	8号	その他市長が特に必要と認めるもの	0	0	0
第2項	～下記のとおり～		0	0	0
合 計			0	49	49

～第2項～

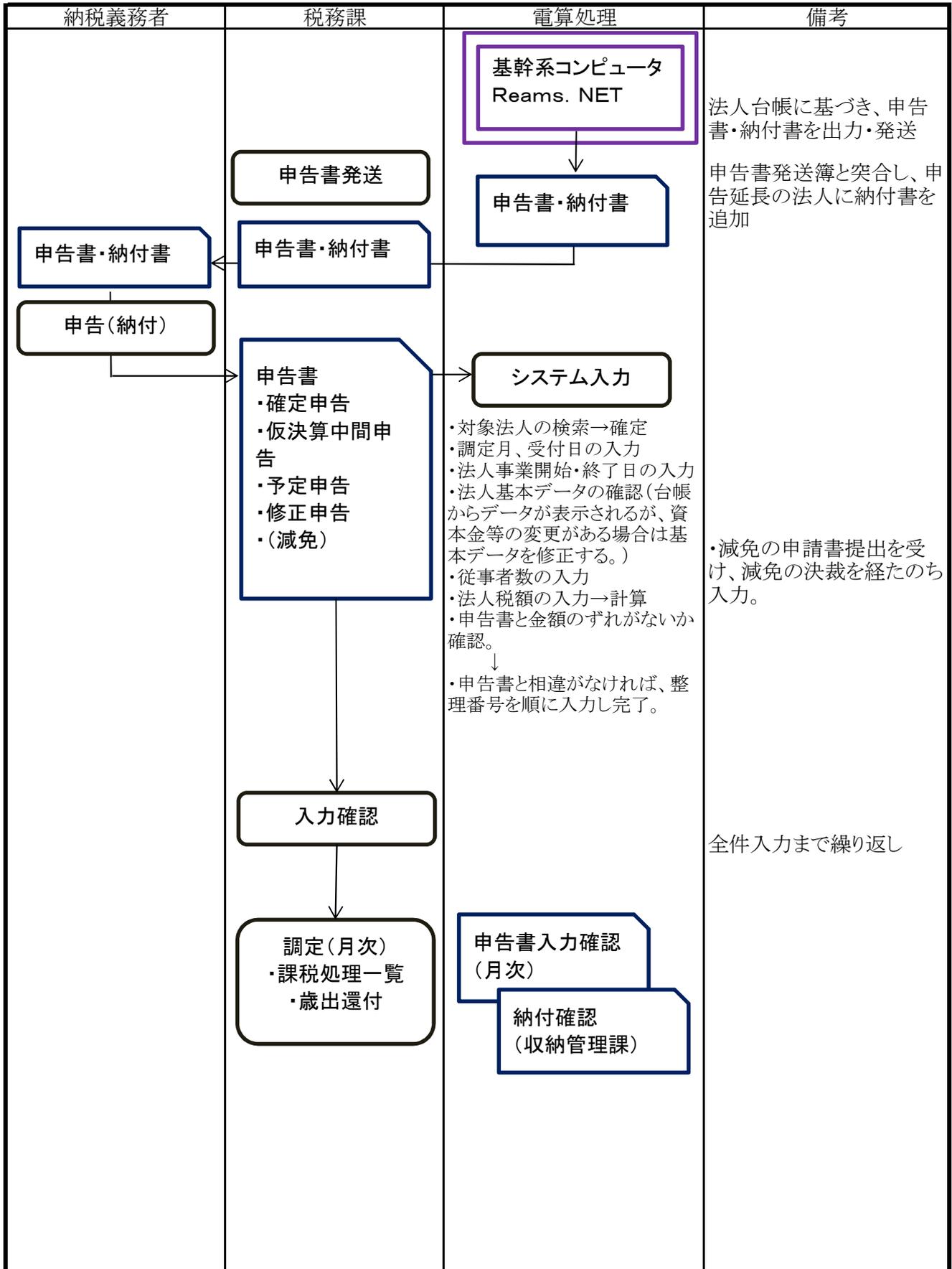
収益事業を行う特定非営利活動法人の設立の日の属する事業年度から当該設立の日から起算して5年を経過する日の属する事業年度までの各事業年度について、当該事業年度における収益

(10) 法人市民税の事務フロー

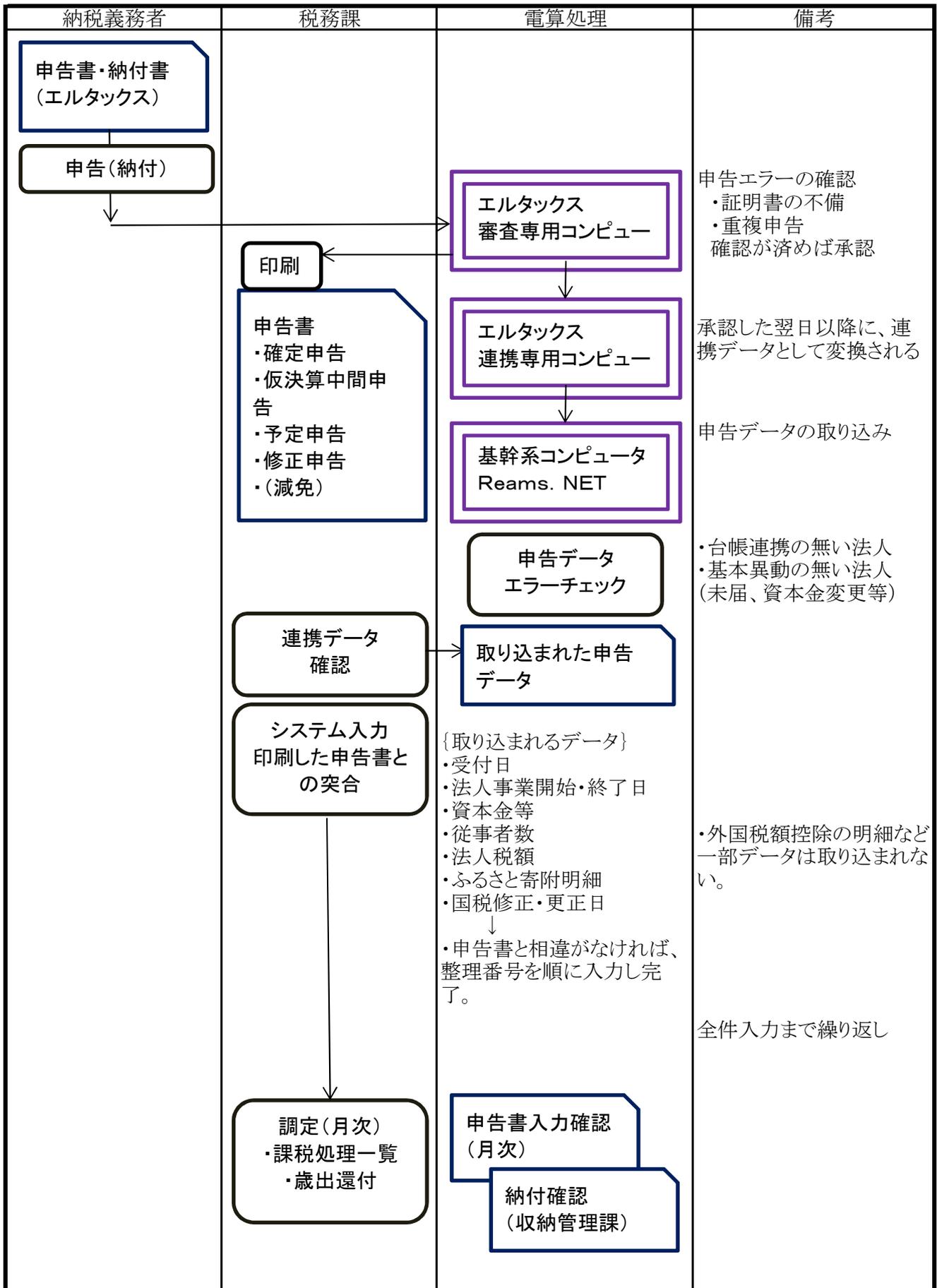
ア 法人台帳の整備



イ 申告・納付(紙ベース)



ウ 申告・納付(エルタックス)



エ 更正・還付

